

朝霞市立中学校における部活動の方針（第4版）



©ASAKA POPOTAN

朝霞市教育委員会
令和6年7月

はじめに

義務教育である中学校における部活動は、学校の教育活動の一環として、スポーツや文化的活動に、興味と関心をもつ生徒が集まり、顧問の教員や外部指導者などの指導の下、自主的、自発的な活動として発展を遂げてきました。そして、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、様々な成果をもたらしてきました。

しかしながら、大会等に向けた過度の練習や活動が生徒の身体的・精神的負担や発達段階への影響があるのではないか、また、教師の多忙化の一因となっているのではないかなど、社会的にも課題となってきました。そこで本市教育委員会では、平成30年5月に「朝霞市部活動の在り方検討会議」を設置し、生徒の望ましい部活動の在り方について協議してまいりました。そして、生徒、保護者、教職員を対象とした部活動の実態調査を行い、その分析結果をもとに、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しみ、豊かな生活を実現する基盤となる部活動の在り方を議論し、これを踏まえて「朝霞市立中学校における部活動の方針」を策定し、平成31年1月から運用しているところであります。

学校部活動につきましては、近年特に持続可能性という面で厳しさを増しております。競技経験の少ない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたりするなど教師にとって大きな業務負担となっていること、地域におけるスポーツや文化団体などの指導者と学校との連携・協働が十分ではないことなどの状況も見られます。国では、今後の目指す姿に迫るための改革の方向性として、休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標時期とすること、地域の実情に応じ、多様なスポーツ等を実施主体とし、学校と連携・協働しながら進めていくことが検討会議の提言として出されたところであります。これを受け、朝霞市といたしましても今後の部活動について検討を進めるべく、「朝霞市部活動の在り方検討会議」において協議を重ねているところであります。

今後も本市教育委員会は、関係者と連携しながら、持続可能な運営体制の下で部活動の推進を図るものとします。

目 次

1 適切な運営のための体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 部活動の位置づけ	
(2) 部活動の方針等	
(3) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組・・・・・・・・	2
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引等の活用	
3 適切な休養日等の設定・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備・・・・・・・・	5
5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し・・・・・・・・	5
6 部活動の加入について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7 事故防止・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) 熱中症事故防止	
(2) 自然災害	
(3) 校外活動における事故防止	

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の位置づけ

◆中学校学習指導要領（平成29年改訂 令和3年度全面実施）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(2) 部活動の方針等

ア 本市教育委員会は、スポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び埼玉県教育委員会策定「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（令和6年3月策定）を踏まえ、「朝霞市立中学校における部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、本方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

ウ 部活動顧問は、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、上記イの活動方針を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 市教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が適切に行えるよう、支援を行う。

(3) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、各部活動から提出される毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、部活動指導員の配置状況を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 市教育委員会は、部活動顧問、部活動指導員等を対象とする指導に係る知識、指導力の向上並びに部活動の適切な運営を図るための研修会を行う。

エ 市教育委員会は、各学校の実態を踏まえ、部活動指導員等を積極的に活用する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問、部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省作成の「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月作成）に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮を含む。）、事故防止（活動場所における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、限られた時間の中で効果が得られる指導を行う。

また、指導にあたっては、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるよう、限られた時間の中で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問は、生徒が互いに協力し、達成感や成就感を味わう中で、他者を思いやる心や望ましい人間関係、連帯感等の社会性を育めるよう指導を行う。

また、生徒の人間関係に十分注意するとともに、生徒間のいじめや過度の上下関係を生まないように留意する。また、いじめが起きた場合には、各学校のいじめ防止基本方針に基づき早期に対応する。

オ 部活動は、必ず指導者（部活動顧問等）の監督指導の下で実施する。

カ 部活動の指導において、部顧問、部活動指導員等による以下のような発言や行為は決して許されないものである。また、先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものである。

- ・殴る、蹴る等の暴力行為。
- ・パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等。
- ・セクシャルハラスメントと判断される行為や発言。

（２）部活動用指導手引等の活用

部活動顧問、部活動指導員等は、県教育委員会が作成する指導手引きや「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、２（１）に基づく指導を行う。

３ 適切な休養日等の設定

- （１） 部活動における休養日及び活動時間については、成長期に当たる生徒が、運動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ以下を基準とする。なお、この規定における一週間とは、「月曜日から日曜日まで」とする。

ア 学期中及び長期休業日において、**週当たり２日以上**の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日以上、週休日も少なくとも１日以上を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）

イ 練習試合等で活動日が全日となってしまった場合は、必ず他の日に休養を振り替える。

ウ 長期休業中の休養日の設定については、**連続した一週間程度の休養日**を設定する。

エ 長期休業日において、**閉庁日（お盆、正月の時期）**には、原則活動しない。

オ 活動時間は、**長くとも平日では2時間程度（朝練習は含まない）、長期休業中を含む学校休業日は、3時間程度**とし、できるだけ短時間に合理的かつ効果的・効果的な活動を行う。

カ 校長の承認により**年間2回の大会及びコンクール（学校総合体育大会と新人体育大会兼県民総合スポーツ大会の2回。大会に該当がない場合は2回の大会及びコンクールについて校長の承認を得て決定する。）**において、**その開催日の前2週間に限り**（定期テスト前の部活動停止期間を除く。）規定によらず活動することができる。ただし、**1週間の活動時間の上限を16時間程度**とする。

キ 上位大会（県大会以上）に出場が決定した部活動は、校長の承認により規定によらず活動することができる。ただし、実施の際には、保護者の理解を得ること。

ク 朝練習は原則行わない。

校長の承認により**年間2回の大会及びコンクール**（学校総合体育大会と新人体育大会兼県民総合スポーツ大会の2回。大会に該当がない場合は2回の大会及びコンクールについて部活動ごとに決定する。）において、**その開催日の前2週間に限り**（定期テスト前の部活動停止期間を除く。）規定によらず活動することができる。

平日に朝練習を行う場合は、少なくとも**週に一日以上**の休養日を設ける。

ケ 部活動に係る泊を伴った校外活動（いわゆる合宿）については、原則として行わない。保護者等主催によるものであっても同様とする。また、外部団体の実施する合宿等については、校長が確実に状況を把握すること。

（2）市教育委員会は、上記基準のとおり定めた休養日及び活動時間を踏まえて、下記（3）に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- (3) 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、市教育委員会が策定した方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容（週間・月間・年間予定）を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域がともに子供を育てるという視点に立った環境整備に努める。

イ 外部指導者の活用

教育委員会は、部活動の指導の補助について、外部指導者を積極的に活用することにより、部活動の充実を図る。

5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

ア 校長は、自校の部活動が参加する大会やコンクール等の把握に努め、本方針を踏まえ、大会参加の教育上の意義や生徒及び部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会・コンクール等について指導する。

イ 市教育委員会は、休業日に開催される様々な大会・コンクール等に参加することで生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の全体像の把握に努める。なお、大会等については、中学校体育連盟や市の競技団体と連携して見直しに努める。

ウ 宿泊は、開催地が遠方のため、前泊を必要とする場合に限り、校長の承認を得て可とする。

（練習等の目的で、開催日前に現地入りするなど認めない。）

6 部活動の加入について

部活動は、中学校学習指導要領（平成29年改訂平成33年度全面実施予定）第1章総則第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等において、『生徒の自主的、自発的な参加により行われる』とある。本市における生徒の部活動への加入については、**希望加入制**とする。

ただし、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであることから、積極的に参加を促すものとする。

7 事故防止

(1) 熱中症事故防止

校長、部活動顧問は、環境省による熱中症暑さ指数（WBGT）を参考にし、WBGT指数が高い場合や気温が35度以上となる場合には、活動の変更・中止等適切かつ柔軟な対応をとること。また、気温が35度未満の場合であっても、湿度が高い場合や日差しが強い場合には、こまめに水分補給をとらせたり、日陰や屋内の冷房の効いた部屋等で休養をとらせたりするなど、十分な対策を行うこと。

(2) 自然災害

台風、雷、竜巻、雹^{ひょう}、集中豪雨等の自然災害については、学校の危機管理マニュアルに則り、生徒の安全を第一に対応する。なお、大会においては、大会規定によるものとする。

(3) 校外活動における事故防止

ア 部活動顧問は、実施日や実施時間、活動場所、引率方法などを校長に伝え、校長は、その状況を把握する。

イ 部活動顧問は、校外の活動場所への移動の引率責任者であることを認識し、安全指導を徹底する。

ウ 部活動顧問は、校外の活動場所への移動手段として自転車を利用する際、保護者に対して、生徒が自転車保険（賠償責任補償付き保険）に加入していることを確認する。

エ 部活動顧問は、生徒の移動手段においては、天候や人数等を考慮し、適切な方法を考えること。なお、移動手段を自転車とする場合は、道路交通法が一部改正（令和5年4月1日施行）されたことに伴い、全ての自転車利用者を対象として、自転車ヘルメットの着用を努力義務とする。

附 則

この方針は、平成31年1月1日から施行する。

この方針は、令和5年10月1日から一部改正する。

この方針は、令和6年2月1日から一部改正する。

この方針は、令和6年10月1日から一部改正する。

新旧対照表

新	旧
3 適切な休養日等の設定	
カ 校長の承認により <u>年間 2 回の大会及びコンクール（学校総合体育大会と新人体育大会兼県民総合スポーツ大会の 2 回。大会に該当がない場合は 2 回の大会及びコンクールについて校長の承認を得て決定する。）</u>において、その開催日の前 2 週間に限り（定期テスト前の部活動停止期間を除く。）規定によらず活動することができる。ただし、1 週間の活動時間の上限を 1 6 時間程度とする。	カ 校長の承認により 年間 4 回の大会及びコンクール（地区大会 2 回。他の 2 回においては、部活動ごとに決定する。）において、その開催日の前 2 週間に限り（定期テスト前の部活動停止期間を除く。）規定によらず活動することができる。ただし、1 週間の活動時間の上限を 1 6 時間程度とする。
5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し	
<u>ウ 宿泊は、開催地が遠方のため、前泊を必要とする場合に限り、校長の承認を得て可とする。</u> <u>（練習等の目的で、開催日前に現地入りするなどは認めない。）</u>	ウ 校長が生徒の大会参加を承認する際に、開催地が遠方のため、宿泊を必要とする県大会または同等以上の大会については、「朝霞市小、中学校体育・文化活動選手等派遣費補助金交付要綱」に沿って、適正な手続き・申請を行うこと。 （開催地での練習等の目的で、開催日の前々日に現地入りするなどは認めない。）